

財団法人 湯川記念財団寄附行為

昭和31年 4月 5日設立許可

昭和45年 7月10日一部変更許可

昭和46年 7月27日一部変更許可

平成13年 1月22日一部変更許可

平成16年 8月31日一部変更許可

第1章 総 則

第1条 この法人は、財団法人湯川記念財団と称する。

第2条 この法人は、事務所を京都府京都市左京区北白川小倉町50番地の227に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、理論物理学を主体とする基礎科学の研究を援助促進し、その進歩発展を図り、もって世界文化に貢献することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 基礎科学の研究に対する奨学金の交付並びに研究費の補助
- (2) 基礎科学の研究のうち優秀な成果に対する表彰
- (3) 基礎科学に関する学術講演会、研究討論会等の開催及び補助
- (4) 基礎科学に関する文献の刊行閲覧及び展示並びに刊行費の補助
- (5) 外国学者の招聘及び外国への学者派遣に対する補助
- (6) その他目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) この法人設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び理事会で基本財産に繰り入れることを決議した資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、事業年度終了後2箇月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書、貸借対照表並びに正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第12条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2 第8条ただし書及び前項の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員、顧問及び職員

第14条 この法人には、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内（内理事長1名 常務理事1名）

監事 2名以上4名以内

第15条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事長及び常務理事は理事の互選で定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第16条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基き日常の事務に従事する。

第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号の規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第20条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上とする。

- 2 評議員は、学識経験ある者及びこの法人に功労のあった者のうちから、理事会でこれを選出し、理事長これを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 4 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 評議員には、第19条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第21条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第22条 この法人には、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により、理事長これを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項その他理事会において必要と認めた事項について、理事会の諮問に応じる。

第23条 この法人の業務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。

第5章 会 議

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときには、理事長はその請求があった日から50日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 会議の議長は、理事長とする。

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 次の各号に定める事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第27条 第24条及び第25条は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第24条及び第25条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 補助事業等選考委員会

第29条 この法人には、第4条に掲げる補助の対象となるものを選考するため、補助事業等選考委員会を置く。

2 組織及び運営に関しては、別に定めるところによる。

第7章 書類の整備等

第30条 この法人の事務所に、次の各号に定める書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備え付けたときはこの限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌（処務関係資料）
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6条の書類、及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号、第8号及び第13号の書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第8章 寄附行為の変更並びに解散

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員会現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的を達成するために京都大学に指定寄附するものとする。

第9章 補 則

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決をもって定める。

附 則

この寄附行為は、平成16年8月31日から施行する。